

奈良教育大学付属小学校問題

教育に対する新たな攻撃

さいたま教育文化研究所 関原 正裕

2024年1月、奈良教育大学付属小学校（以下、奈良付属小）が、子どもたちに何か「不適切」で非常識な教育をしているかのような報道が行われました。『産経新聞』は「国歌や毛筆などの指導は、子供たちに日本人としての自覚や誇りを抱かせ、主体的に生きる力を育む上で極めて重要だ。偏向的な指導は教育現場から一掃すべき」（2024年1月19日）と、まるで「偏向」教育が行われていたかのように報じました。

4月には奈良付属小の4人の教員が強制的に出勤を命じられ、6月にはこの取り消しを求める訴訟が起きました。この真相はどうなっているのでしょうか。

奇妙な校長の「お詫び」

奈良付属小の校長はこれまで大学の教授

が兼務していましたが、2021年から奈良県内の公立校から校長が着任するようになりしました。奈良付属小は国立奈良教育大学の管轄の下にありますから、本来は奈良県教育委員会との人事に関与することはないので、この人事以降奈良付属小の教育へ外部からの介入が始まります。

そして、2023年4月に着任した校長が、今年の1月17日に「お詫び」をホームページに発表し、ほぼ同時にマスコミは奈良付属小の教育が「法令違反」「不適切指導」と報じたのです。校長は「毛筆指導、道徳、外国語などが不十分である」「職員会議の決定権が強く校長の権限を制約している」などの問題を指摘しながら、奇妙にも「本校の教員は子どもに対して実に丁寧なきめ細かく指導していたことは間違いなく、驚くほど前向きに自分の言葉で話せる児童が

多いことも事実」と奈良付属小の教職員はきわめて熱心であり、子どもたちは前向きで自主性に富んでいると高く評価しているのです。

奈良付属小では入学者を学力選抜ではなく、抽選と発達調査で決めていきます。この学校に入学させたいという保護者は多く、その教育活動について保護者はあつく信頼しています。全国的にも奈良付属小の実践は高く評価され、『みんなのねがいどころ学校』（クリエイツかもがわ、2021年）という書籍として出版されています。

文科省、「不適切」な事例の確認・点検を求める

「不適切」「不十分」であると指摘された具体的な内容とは、筆ペンを使用して毛筆の指導をしている、道徳は全校集会で考え

合わせている、3年生と4年生の理科の内容を関連付けて教えている、など学習指導要領どおりでない授業が行われている。また、教科書を使っていないなどでした。

このような事態を受けて、文科省1月19日付で全国の国立大学付属学校に「適切な教育課程の編成・実施等について」という通知を発出し、各学校での確認・点検を求めています。点検項目の第一は「学習指導要領に基づいて教育課程が編成・実施されているか（授業時数、履修年次、指導内容）」とし、「不適切な事例」として「学習指導要領において示された内容が取り扱われていない、又はその内容の取扱いが適切ではない」などと示されているのです。また、「教科書を主たる教材として使用しているか」どうかも点検項目になっています。

学習指導要領には細かな指導時数は示されていませんし、毛筆について指導の道具まで指定していません。にもかかわらず、このような「点検」が求められれば、授業は学習指導要領に示された内容を、標準とされる授業時数で、教科書どおりに実施せざるをえなくなります。子どもたちや地域の実態を二の次にした指導要領どおりの画一的な教育で、奈良付属小のような「前向きに自分の言葉で話せる」子どもが育つと

は思えません。

さらに点検の第二は「校長による意思決定」「職員会議の運用」「主任制度」が適切に運用されているかといった学校の管理運営に関わる事項になっています。校長の権限の下で、学習指導要領どおりの教育活動を徹底する管理体制を整備することも求められているのです。

教育活動は学習指導要領に縛られず、学校が主体になって

現行の学習指導要領自体、総則の中で「大綱的に定めたもの」だとし、さらに「各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていく」と書かれています。教育活動の全体計画(教育課程)は、各学校が主体となって、創意工夫してつくるものであることが示されているのです。つまり、奈良付属小で実践されている教育は、むしろ現行学習指導要領総則の考え方に基づいて、まさに創意工夫が尽くされた優れた実践であると見ることができま

にもかかわらず、なぜ文科省は教育実践の「スタンダード化」、画一化を指向するような通知を出したのでしょうか。背景として植田健男氏は、教育DXの活用により教育内容は単なる「コンテンツ」の提供となり、下手に教員が教えるよりコンピュータで自学自習させる方が安上がりな教育ができるという、公教育の縮減策があると指摘しています(植田「学校の創意・工夫への介入を許してはならない」『前衛』2024年7月号)。

奈良付属小の教育に対する今回の介入・攻撃は、一国立大学付属学校の問題にとどまるものではないと考えるべきです。文科省と背後で教育DXを進める経産省、財界によって一人ひとりの子どもを大切に私たちの教育を大規模に破壊しようとする攻撃だと見ていく必要があります。

非認知能力への留意点

日本薬科大学 馬場 久志

非認知能力

近年、非認知能力という言葉が保育・教育の世界でしばしば用いられている。そのきっかけは、経済学者ヘックマン氏が幼児教育における将来予測を左右するものとして非認知能力を提唱したことに始まる。ここではテストで測定される学力や知能を認知能力として、学力などではないものという意味合いで非認知能力というものが想定されることとなった。その後経済開発機構OECDが、非認知能力に重なるような枠組みを社会情動（情緒）的スキルとして打ち出した。日本では国立教育政策研究所が社会情動的スキルとして概念と課題の整理を試みている。

非認知能力に限らず、人の心理機能についてはさまざまな概念が提唱され浮沈してきた。EQ（情動知能）は1990年代に

衆目を集めた。メタ認知のように一般には無名の年月を経て最近注目されているものもある。これらと比べて非認知能力が特徴的なのは、認知でない能力という裏返しの呼称が用いられ、実際には認知機能までも含む多くの心理機能が盛り込まれていることである。

保育・教育での流行

国立情報学研究所の提供する学術情報データベースCiniiで非認知能力を題目に含む文献数を見ると、2013年は3件だったのが年々増加し、2022年には188件と約60倍に達している。文献だけのことではなく、保育・教育の現場、特に幼児教育においては大流行ともいえる状況になっている。インターネット上でも非認知能力を説く言説は数多く見られる。

こうした活況の背景には、保育や学校教

育におけるこれまでの知育偏重や狭い意味での学力偏重に対する疑義の高まりがあると思われる。また、多くの調査が示すように学力水準に比して低い学習への興味関心、自己意識の低さへの懸念もある。また子どもたちのこころの発達への危機感もあるだろう。過度に競争的で自己責任が追られる今日の社会状況下において、子どもたちのびやかな心性、協働への意識、変革への意欲が育ちにくくなっているという思いが、非認知能力という発想の流行を支えていると考えられる。

非認知能力概念の問題

だが非認知能力がそうした期待にかなうかどうかには、丁寧な検討を要する。

そもそも非認知能力という単体の概念はなく、たとえば、自己効力感、統制感、勤勉性、内発的動機づけ、協調性など多種の概念や、中には批判的思考力やメタ認知などの認知機能までも含んで非認知能力と呼ばれている。スキルとして学習され得るもの、特性として個性を形成するものなどが混在した状態で訓練の対象にするのは、多様さを生かしながら人格形成を図る今日の社会で画一化を求めることになる。

また、非認知能力の形成を成果としてとらえるには何らかの測定を必要とするが、それは優劣の価値づけに結びつく。そのことが適切であるかどうかの吟味は、人格への評価につながるものとして、慎重になされなければならない。

社会経済の価値がこちらの領域に入り込む人間形成は、人のもつ尊厳をも人材としての格付けに落とし込む恐れがある。

適用上の問題

概念に関わる問題の他に、昨今の行政施策における前のめりの導入状況から、いくつかの適用上の問題も垣間見える。

元来非認知能力は、学力では説明のつかない能力として注目されるものだが、しばしば学力調査結果との相関の高さで意義が語られている。結局は狭い意味の学力向上に役立つから重用するという構図になっている。これでは学力偏重のあり方を変えることにはならない。なお、相関はあくまでも対応関係を示すもので、因果関係とは限らず、またどちらを原因とする関係かも示すものではない。例えば何らかの療法で自己効力を高めたら学力が上がると考えるよりも、学習が身についた経験から自己効力感が向上したとみる方が自然であろう。

非認知能力には勤勉性などのように性格とされるものや、熟慮性など認知スタイルとされるものがしばしば含まれる。そうした心理特性は一方向的なスキル訓練になじむものではなく、自分の特性を知ることの意味がある。これらを集団内の優劣として数値で語るのは適当ではない。

非認知能力が学力・知能でないすべてであれば、既存のあらゆる指標を子どもにも用いることが正当化される。これはいわば子どもがデータとして丸裸になるような子どもの数値化であり、約百年前の教育測定運動が一部で測定変量としてのみ子どもを見て批判が生じたことを想起させる。さらに今日では、ビッグデータとして子ども情報も市場に提供される危険も加わるだろう。

留意するべき点

狭い学力・知力に偏ることなく子どものころの育成を図ることは大事な観点である。しかし昨今の非認知能力への加熱した動きが子どもの権利や人格を脅かすことにならないような節制が求められる。

第一に、子ども管理の意図を持ち込まないことである。統制のよい学級のために非認知能力を育もうというのは、過度な適応や我慢へと子どもを導く。いわゆる「よい

子」という過剰適応を助長する。

第二に、漠然と非認知能力とくくらずに概念の抽出精選を行うことである。子どもにとって目標になるものであるかは、非認知能力というだけでは判断できない。

第三に、プログラムなどへの参加は子どもと話し合い最終判断は子どもの意思を尊重することである。個人であれ集団であれ心理特性にかかる情報を際限なく抜き取ることへの歯止めが必要である。子どもの権利に照らしても、発達にふさわしい説明によつて学習の試みが知らされ、子どもの意思が生かされなければならない。子どもの主体的な学びをめざすとしながら、その発動力となる人のこのころの領域を外から統制するのは趣旨違いかもしれないのである。